

大和都市計画地区計画の決定（天理市決定）

櫛本南地区地区計画を次のように決定する。

名 称	櫛本南地区地区計画
位 置	天理市櫛本町及び石上町の各一部
面 積	約 4.8 ha

区域の整備、開発及び保全の方針

地区計画の 目 標	<p>本地区は、天理駅を中心とする市街化区域の東側に位置し、名阪国道側道に面し、名阪国道天理インターチェンジ・天理東インターチェンジに近接し、国道169号や主要地方道天理環状線に近く広域道路網の利便性の高い地区である。</p> <p>幹線道路沿道について、地域住民の生活利便に供する沿道サービス施設・自動車利用者の利便に供する施設等をはじめ、流通業務機能等の充実を図り、また、産業立地を推進する。</p>
土地利用の 方 針	<p>本地区の、広域幹線道路網の結節点付近である交通利便性を活かしながら、居住環境の保護に配慮し、流通業務機能の充実拡大を図り、産業立地を推進する。</p>
地区施設の 整備の方針	<p>関係法令及び県・市の開発基準に適合した緑地・調整池等を整備する。</p>
建築物等の 整備の方針	<p>将来の社会経済の動向に対応した健全な都市形成を図るため、建築物の用途の制限や容積率・建ぺい率を定める。建築物等の形態意匠や垣又は柵の構造に制限を加え、景観配慮を重視したまちづくりに努める。</p>

地 区 整 備 計 画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第二（以下「別表」という。）に基づく次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ホテル又は旅館 2. カラオケボックスその他これに類するもの 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの 4. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5. 畜舎（床面積の合計が15㎡を超えるもの） 6. 学校、図書館その他これらに類するもの 7. 病院 8. 自動車教習所 9. 別表（に）第三号のうちスケート場及び建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 10. 工場のうち別表（ぬ）項第三号に掲げるもの 11. 危険物の貯蔵又は処理に供するもののうち別表（ぬ）項第四号に掲げるもの 12. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3で定めるもの
	建築物の容積率の最高限度	200%
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物の外壁・屋根・広告物の色彩は、美観を損なうようなものを避け、良好な周辺景観との調和を図る。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>敷地内に設置する垣、柵の構造は、高さ（宅地地盤面からの高さ）1.8m以下の生垣（生垣を支える宅地地盤面からの高さ60cm以下のブロック積擁壁を含む。）、木竹製塀（柱等は木竹製以外のものでもよい。）、透視可能な鉄柵又はフェンスとする。</p>